

# 新庄総合公園でのキッチンカーの出店に係る要項

## 1. 目的

新庄総合公園利用者の利便性の向上による当該公園の更なる活用促進、また、地域の活性化を図ることを目的とし、キッチンカー（移動販売車）出店に係る要項を定めます。

## 2. 出店資格と制限

### （1）出店資格

次の要件をすべて満たす者に限り出店申請をすることができます。

- ア 新庄総合公園の所在地及び出店時において有効であり、移動販売車による営業が可能な食品営業許可書を有する者。
- イ 食品衛生責任者等の資格を有する者。
- ウ 保健所が定める適切な衛生管理と加工（調理等）ができ、販売品を衛生的に取扱える者。
- エ その他、営業に必要な許可や資格を有する者。

### （2）出店制限

次のいずれかに該当する者は、出店申請をすることができません。

- ア 法律行為を行う能力を有しない者。
- イ 破産者で復権を得ない者。
- ウ 暴力団員（田辺市暴力団排除条例（田辺市条例第15号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。）に該当する者。暴力団員又は暴力団員等と密接な関係を有する者。
- エ 保健所による営業自粛の指導あるいは営業停止、営業禁止、営業許可取り消しの行政処分を受けている者
- オ 公園の円滑な運営に支障を来す又はそのおそれのある者。

## 3. 販売品目

公園利用者の利便性の向上に寄与することができる飲食物で、保健所から営業許可を得ているもの。ただし、アルコール飲料（酒類）の他、本市が不適當と判断する飲食物は販売できません。

#### 4. キッチンカー出店に係る公園使用料

キッチンカー出店に係る公園使用料は以下のとおりです。当該使用料は前納することとし、前納されない場合は出店を許可しません。また、既納の公園使用料は還付しません。ただし、悪天候等による未使用分については、この限りではありません。この場合、公園使用料還付申請により、当該公園使用料を還付します。

公園使用料（1日、1台当たり）

軽自動車 1,650円

普通車（小型トラックなど） 2,750円

※車両の全長が5.5mを超える車両は出店できません。

#### 5. 出店場所、出店台数、営業時間

キッチンカーの出店場所、出店台数、営業時間は次のとおりです。

出店場所：新庄総合公園管理事務所横 公園通路部分

出店台数：5台程度

営業時間：午前10時30分から午後4時の間（準備、後片付けの時間を含む）

※この時間帯以外は施錠していますので公園内への車両の出入りはできません。

#### 6. 出店手続き

（1）資格審査（初回及び食品営業許可書、車検の更新や変更事項があった場合）

下記の書類を持参してください。

ア キッチンカーでの営業に必要な許可書等の写し

・食品営業許可書の写し

・食品衛生責任者であることを示すプレート又は食品衛生責任者養成講習修了証書の写し

・その他、営業に必要な許可書、資格を有することを証する書類の写し

イ 出店するキッチンカーの車検証の写し

ウ 出店するキッチンカーの写真（ナンバープレートが確認できるもの）

（2）現場説明（初回及び必要に応じて）

新庄総合公園にて出店場所、進入及び退出経路等の説明を行います。

（3）出店予約受付

ア 出店を希望する月の3カ月前の属する月の初日（土・日曜日、祝祭日及び閉庁日の場合は翌日）から予約を受け付けます。（たとえば7月10日に利用したい場合は、4月の初日から予約できます。）

イ アの受付は、午前9時 30 分から田辺市役所管理課で行います。この時間に参集した者を以って受付を始めます。出店可能台数を上回る出店希望があった場合は抽選により出店者を決定します。

ウ 上記予約受付日以降の予約の受付は、受付対象月に限って先着順で予約を受け付けます。

#### (4) 公園使用許可申請書の提出

公園使用許可申請書に必要事項を記入、押印の上、使用予定日の一週間前（7日前）までに提出してください。一週間前が土・日曜日、祝祭日及び閉庁日にあたる場合はその前の平日までとします。

#### (5) 公園使用料の納付

公園使用料納入通知書を申請者の住所に郵送します。公園使用料納入通知書に記載している納付場所にて公園使用料をお支払いいただき、領収書を受け取ってください。

#### (6) 公園使用許可書の交付

公園使用料の領収書を田辺市役所 管理課までご持参ください。（ファックスによる領収書の提示も可とします）当該領収書を確認後、公園使用許可書をお渡しします。

## 7. 出店時の注意事項

(1) 本市が指定する場所、時間においてのみ出店を許可します。

(2) 公園利用者の通行や利用の妨げとならないよう営業してください。

(3) 公園使用許可書はすぐに提示できるようにしてください。

(4) 出店場所（キッチンカー内を含む）での、飲酒・喫煙は許可しません。

(5) 出店場所は常に清潔に保ち、公園利用者が快適に過ごせるよう努めてください。

出店者は、キッチンカー付近にゴミ箱を設置することとし、その設置及び清掃や出店に際し発生するゴミ（食品残渣、食品容器や包装紙、カップ等）の処理は出店者の責任と負担において行ってください。出店により発生した排水は、公園内施設に流さず、持ち帰り適切に処分してください。また、油の滴下等により公園を汚損するおそれがある場合はシートを敷く等の対策を行うこととし、汚した場合は洗剤等を使用し、清掃してください。

(6) キッチンカーの営業に要する目的での公園内の電気、水道の利用は許可しません。

(7) 火気を使用する場合は、必ず消火器を用意してください。

(8) BGMを流す場合は、公園利用者の迷惑にならないような音量としてください。

(9) 公園利用者や近隣住民に影響を与える行為（チラシの配布や拡声器等を使用した呼び込み等）は禁止します。

(10) 園内での車両移動時はハザードランプを点灯させることとし、公園利用者の安全確保を最優先としてください。

(11) 出店に起因する事故（キッチンカーの移動による事故、火災や食中毒など）や苦情（販売品や営業方法に関するものを含む）は出店者が全責任を負い、誠意をもって対応してください。

(12) 出店後は必ず原状復旧を行ってください。

## 8. 許可の取消

出店者（従業員を含む）が出店に際し、公序良俗に反する行為をした場合や本市が出店を不相当と判断した場合は、公園使用許可を取消することができるものとします。出店者が公園使用許可の取消を受けた場合において、出店者（従業員を含む）に損害が生じても、本市は一切その責めを負いません。

## 9. 損害賠償

- (1) 出店者（従業員を含む）はその責めに帰する理由により、公園施設の全部又は一部を滅し、又は損傷したときは、その損傷額に相当する金額を損害賠償として支払わなければなりません。ただし、公園施設を原状に回復した場合はこの限りではありません。
- (2) 出店者（従業員を含む）は、出店にあたり本市または第三者に損害を与えたときは、すべて自己の責任でその損害を賠償しなければなりません。また、出店者（従業員を含む）に損害を生じても、本市は、その責めを負いません。

## 10. その他の事項

- (1) 年末年始（12月28日から1月4日の間）は出店を許可しません。
- (2) 行事等の都合により出店数を制限、あるいは出店を許可しない場合があります。
- (3) 台風、地震、津波等の自然災害による警報等の気象情報発表時、火災、疫病、暴動、または偶発的事象により出店について指示することがあります。
- (4) 本要項に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、法令の定めるところによるもののほか、本市の指示に従ってください。
- (5) 運営上の事情等により、本要項を予告なく変更、改定、廃止する場合があります。

## 11. 申請受付、お問合せ先

平日の午前8時30分から午後5時15分の間、下記の申請受付場所において申請を受け付けます。なお、初回の申請時には資格審査、現場説明を行いますので、事前に電話連絡をお願いします。

申請受付場所

〒646-8545

和歌山県田辺市新屋敷町1番地

田辺市役所 建設部 管理課 公園係

TEL 0739-26-9966

FAX 0739-25-6016